

毎週火、金曜日発行（但休日になる日は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示  
公有水面埋立地を東郷町の区域編入に伴う字  
の区域変更  
建設業者の変更登録  
建設業者の登録  
肥料検査成績の公表  
建設業者の登録まつ消  
建設業者の登録
- ◇教委告示  
土地改良区の役員の退任及び就任  
定例教育委員会の招集
- ◇人委規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関  
する規則の一部改正  
職員の任用に関する規則の一部改正  
職員の任用に関する権限の委任に関する規則  
の一部改正
- ◇人委告示  
職員の任用に関する規則に基く選考の基  
準の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第二百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条第一項の規定により、次の公有水面埋立地を東郷町大字引地字杭ノ和田の区域に編入する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字引地字杭ノ和田四〇番二、四〇番三、四〇番五九地先四、二二六、五平方メートル（一、二七八坪五合一勺）

### 鳥取県告示第二百四十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年五月二日変更登録した。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 名称 営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 (八) 第四八四号 岸田建設 (新) 鳥取市今町一丁目一三八 岸田長太郎 支店 八頭郡船岡町上野一八

鳥取県告示第二百四十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (八) 第五四四号	昭三六、四、二三	藤原建設(有)	米子市道笑町二丁目	藤原 福徳	建設工事
〃 第四五四号	〃 一五	協和建設(有)	西伯郡伯仙町法勝寺	谷田 晃	土木工事
〃 第五七五号	〃 八	(有)松浦組	米子市西町一番地	松浦 鏡	建築工事

鳥取県告示第二百四十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十六年一月及び二月に実施した次の肥料の検査結果を同条第五項の規定により公表する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(二月分)

肥料の種類

保証票添付者

検査点数

うち不合格点数

過りん酸石灰

窒磷加肥料工業株式会社

一

〇

第一種複合肥料

〃

一

〇

鳥取県中央農業協同組合連合会

(二月分)

硫酸アンモニア

宇部興産株式会社

一

〇

熔成りん肥

東洋高庄工業株式会社

一

〇

副産りん肥

日之出化学工業株式会社

一

〇

塩化加里

志村化学工業株式会社

一

〇

ひまし油かす粉末

丸紅飯田株式会社

一

〇

魚かす粉末

伊藤製油株式会社

一

〇

第一種複合肥料

鳥取県中央農業協同組合連合会

一

〇

第一種複合肥料

電気化学工業株式会社

一

〇

第一種複合肥料

日産化学工業株式会社

一

〇

第一種複合肥料

窒磷加肥料工業株式会社

三

一

- 鳥取県中央農業協同組合連合会
- 東郷農業協同組合
- 中北条農業協同組合
- 花見農業協同組合

四  
一  
一  
一  
〇

鳥取県告示第二百五十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ)第四五六号	昭三四、五、二	西山建設	西伯郡名和町大字押平	西山万次郎	昭三六、 四、二七

鳥取県告示第二百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年五月二日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録 (へ)第七四一号	昭三六、 四、二八	高 田 組	倉吉市中河原二〇八	高田 栄	土木工事
" 第七四二号	" "	岸本塗装店	鳥取市川外大工町	岸本熊太郎	塗装工事
" 第七四三号	" "	(有)西山建設	西伯郡名和町大字押平	西山万次郎	土木工事

鳥取県告示第二百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三番井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 中嶋 義人 気高郡気高町大字会下  
" 山尾 致章 " 下原

"	久野 哲哉	"	郡家
"	尾崎 儀政	"	下原
"	久野 秀夫	"	郡家
"	加山 健吉	"	会下
"	尾崎 政次	"	
"	谷尾 正人	"	
"	地原 重治	"	下原
"	加山 善市	"	郡家

昭和三十六年二月二十日通常総会において総選挙の結果当選し同日就任、任期二年。

大井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理 事	荻原 熊治	八頭郡河原町袋河原
〃	秋山 勝治	鳥取市円通寺
〃	湧本 実藏	〃 長谷
〃	加藤 重藏	〃 倭文
〃	三田 吉之	〃 上味野
〃	池沢 潔	〃 下味野
〃	福田 石藏	〃
〃	松尾 鉄藏	〃 服部
〃	山本 哲雄	〃 菖蒲
〃	前田 亀芳	〃 古海
〃	本荘 幸延	〃
〃	天川 勇吉	〃 徳吉
〃	徳田 豊藏	〃 安長
〃	山田 直徳	〃 西品治
〃	岩崎 偉臣	〃 南隅
〃	奥村 秀治	〃 湖山町

就任した役員の名及び住所

〃	杉田 光好	〃 岩吉
〃	奥田 勝藏	〃
〃	浜部徳五郎	〃 賀露町
監 事	森本 寿美	〃 朝月
〃	前嶋熊太郎	〃 菖蒲
〃	森下友五郎	〃 晩稲
〃	山根 幸一	〃 湖山町
理 事	荻原 熊治	八頭郡河原町袋河原
〃	秋山 勝治	鳥取市円通寺
〃	建部 教正	〃 長谷
〃	加藤 重藏	〃 倭文
〃	三田 吉之	〃 上味野
〃	池沢 潔	〃 下味野
〃	山下 鹿藏	〃 横枕
〃	田中 柳八	〃 服部
〃	吉田 敏夫	〃 菖蒲
〃	林 条三郎	〃 古海

広瀬土地改良区

昭和三十六年三月三十日通常総代会において総選挙の結果当選し四月一日就任、任期二年。

退任した役員の名及び住所

〃	岡田 幾治	〃 徳尾
〃	天川 勇吉	〃 徳吉
〃	森本 茂信	〃 安長
〃	坂本糸太郎	〃 秋里
〃	山田 直徳	〃 西品治
〃	奥村 秀治	〃 湖山町
〃	杉田 光好	〃
〃	竹中 源藏	〃 布勢
〃	浜部徳五郎	〃 賀露町
監 事	森本 一郎	八頭郡河原町布袋
〃	中村 寿治	鳥取市倭文
〃	岸田 鉄治	〃 新品治町
〃	奥田 平次	〃 賀露町

監 事 石坂 重光 倉吉市広瀬

山上土地改良区

退任した役員の名及び住所

理 事	竹内 兼藏	八頭郡河原町山上
〃	山田 太郎	〃
〃	山田 茂見	〃
〃	下田 進	〃
〃	小谷 幸信	〃
〃	下田 勝美	〃
〃	山田 哲市	〃
〃	山田 富実	〃
〃	小谷 隼男	〃
〃	竹内 愛生	〃
〃	下田 哲夫	〃
監 事	下田 寿雄	〃
〃	下田 清雄	〃
〃	小谷 謙治	〃
理 事	山田 哲市	八頭郡河原町大字山上

就任した役員の名及び住所

下田 進
小谷 幸信
小谷 隼男
竹内 愛生
山田 太郎
竹内 兼蔵
田淵 喜隆
小谷 宣久
下田 寿雄
下田 清雄
下田 勝美
山田富二夫
下田 哲夫

昭和三十六年三月二十五日通常総会において選挙の結果当選し四月十日就任、任期二年。

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十六年五月八日 午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 1 公立学校共済組合運営審議会委員等の任命について  
2 その他

### 人事委員会規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号の次に次の一号を加える。

五 事業団、公庫又は公団に勤務する者

別表第二 一中

国家公務員、公共企業体  
又は他の地方公共団体に  
勤務した期間

国家公務員、公共企業体、  
他の地方公共団体、事業  
団、公庫又は公団に勤務  
した期間

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月十六日から適用する。

職員の内任給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の内任給に関する規則の一部を改正する規則

規則

職員の内任給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（条件附採用の期間の延長）

第十三条 職員で次の各号の一に該当する者にあつては、それぞれに定める間条件附採用の期間を延長するものとする。但し、条件附採用の期間は一年をこえることはできない。

一 警察官に採用され警察教養施設において教育訓練中の者にあつては、教育訓練期間を修了するまでの間

二 前号のほか、条件附採用の期間の開始後六月間に  
おいて実際に勤務した日数が九十日に満たない者に  
あつては、その日数が九十日に達するまでの間  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

職員に関する権限の委任に関する規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員に関する権限の委任に関する規

則の一部を改正する規則

職員に関する権限の委任に関する規則（昭和二十  
七年鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第二条を次のように改める。

（任命権者への委任）

第二条 職員に関する規則（昭和二十七年鳥取県  
人事委員会規則第十一号）第九条第二号に規定する臨  
時の職のうち、左の各号に定める職への臨時的任用に  
ついては、各任命権者にその権限を委任する。

一 一月以内に廃止されることが予想される職

二 単純な労務に従事する職

三 教育に従事する職のうち、左に掲げる職

イ 休職者並びに負傷又は疾病による特別休暇中の  
者の補充教員

ロ 内地留学者の補充教員

ハ 季節間分校の教員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月  
一日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

職員に関する規則に基く選考の基準（昭和三十  
二年鳥取県人事委員会告示第三号）の一部を次のように  
改正し、昭和三十六年五月一日から適用する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

一 行政職選考基準中

八	六等級に五年以上在職
四	六等級に四年以上在職
一	六等級に一年以上在職
〇	
一三	五等級に五年以上在職
九	〃
六	〃
三	五等級に三年以上在職

を

一〇	六等級に七年以上在職
六	六等級に六年以上在職
三	六等級に三年以上在職
〇	
一三	五等級に三年以上在職
九	〃
六	〃
三	〃

に改め、

備考 1中「職務の等級に分類される職に関する規則

（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号。）を

「職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十  
六年鳥取県人事委員会規則第八号。）に改め、

備考 2中「職員の初任給、昇給等の基準に関する規  
則」を「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関す  
る規則」に改める。

五 医療職( )選考基準中

一三	一六	六	九	二	五
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

一四	一七	八	一一	四	七
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

に改める。

を

六 医療職( )選考基準中

四等級	初級	中級	短大卒	〇
	初級	中級	短大卒	〇
	初級	中級	短大卒	〇
	初級	中級	短大卒	〇

を

に改め、

四等級	初級	中級	短大卒	〇
五等級	初級	中級	短大卒	〇
	初級	中級	短大卒	〇
	初級	中級	短大卒	〇

を

一四	一七	一一	〇	一	四	八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四 研究職選考基準中

一〇	一三	一六	二〇	七	一〇	一三	一七	三	六	九	一三	〇	一	四	八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

を

一五	一八	二一	二五	一〇	一三	一六	二〇	三	六	九	一三	〇	三	六	一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

に改める。

一三	一六	一九	二三	一五	一八	二〇	三六	四〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二等級に八年以上在職				三等級に五年以上在職			四等級に三年以上在職	

に改める。

七 医療職(選考基準を次のように改める。

等級	学歴	経験年数	在等級年数	備考
四等級	准看護婦養成所卒	〇		1 本表は、等級分類の規則中の医療職(選考)別区分表に定める職に適用する。
三等級	看護婦養成所卒	〇		2 学歴免許等の資格の区分並びに経験年数は、初任給規則第二条に定める学歴免許等の資格の区分並びに経験年数をいう。
二等級	看護婦養成所卒	六	三等級に六年以上在職	3 職員を現に属している等級より上位の職に昇任させようとするときは、経験年数又は、在等級年数のいずれか一方に採用の場合同じである者の在等級年数によるものとする。
一等級	看護婦養成所卒	一〇	二等級に四年以上在職	4 採用の場合、学歴別の経験年数によるものとする。 5 現に職員である者の在等級年数は、その属する等級に分類される職員に任用されている年数をもつて、在等級年数とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部 月極 一〇〇円(送料共)